

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後の当センターの取組について

一般財団法人国土技術研究センターでは、「緊急事態宣言」の解除後も引き続き新型コロナウイルス感染予防対策を講じることとし、今後も職員の概ね8割を目安に在宅勤務や時差出勤を行うこととします。

当センターは、かねてより新型コロナウイルスの感染拡大の予防を図るため、在宅勤務、時差出勤、WEB 会議等を実施するなど役職員の健康保持に努めてまいりました。

こうした中、1月7日の内閣総理大臣による「緊急事態宣言」を踏まえ、感染拡大防止と役職員の健康保持を一層推進するため、不要不急の出勤を禁止し、職員の概ね8割を目安に在宅勤務や時差出勤を行ってまいりました。

今般、宣言は解除されましたが、まん延防止のための措置は引き続き講じることが求められているため、感染予防対策としての、在宅勤務、時差出勤の取組は、引き続き当分の間は継続することとし、新型コロナウイルス感染予防対策に万全を期することとします。

今後も当面の間は、次のとおりとします。

➤職員の概ね8割を目安に在宅勤務や時差出勤を行うこととします。

なお、外部の方の来所につきましては、これまでと同様に、次のとおりです。

➤原則禁止とします。なお、やむを得ず来所していただく場合には、検温や体調についてお尋ねさせていただき、問題がないと判断できる方に限り、連絡先を登録していただいたうえで、入室していただくこととします。

また、会議等についてはWEBを積極的に活用する等感染予防に一層努めてまいります。

今後とも当センターは、センター内外への感染拡大防止と役職員の安全確保を最優先に、政府の方針や行動計画に基づき、迅速に対応方針を決定し実施してまいります。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月22日

一般財団法人 国土技術研究センター
理事長 甲 村 謙 友